臼杵市告示第６９号

臼杵市人事行政の運営等の状況を公表します。

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条の２及び臼杵市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成２１年条例第３３号）の規定に基づき、臼杵市人事行政の運営等の状況を公表します。

令和７年１０月１日　臼杵市長　　西　岡　　隆

①職員の任免及び職員数に関する状況

（１）採用の状況　（令和６年４月２日から令和７年４月１日まで）

一般行政職等	消防職	合計
8人	1人	9人

（２）退職の状況　（令和６年４月２日から令和７年４月１日まで）

定年	応募認定	その他	合計
2人	3人	1人	6人

※採用及び退職は、再任用職員（フルタイムのみ）を含み、他団体からの派遣等の着任・帰任を含みません。

（３）部門別職員数の状況(各年４月１日現在)

区　分		職員数（人）			主な増減理由
		令和６年度	令和７年度	増減	
一般行政部門	議会	4	4	0	
	総務	94	98	4	事務職員の増
	税務	20	20	0	
	労働			0	
	農林水産	26	24	▲ 2	事務職員の減
	商工	17	17	0	
	土木	27	27	0	
	小　　計	188	190	2	
福祉関係部門	福祉事務所職員	31	30	▲ 1	事務職員の減
	その他民生	13	12	▲ 1	再任用職員化による減
	その他衛生	24	24	0	
	小　　計	68	66	▲ 2	
特別行政部門	教育	39	37	▲ 2	野津給食学校給食センター廃止による減
	消防	68	67	▲ 1	退職職員の不補充による減
	小　　計	107	104	▲ 3	
普通会計　　計		363	360	▲ 3	
公営企業部門	水道	8	8	0	
	下水道	10	11	1	事務職員の増
	その他	12	16	4	国保事業、介護保険事業従事者の増
	小　　計	30	35	5	
合　　計		393	395	2	

※平成２７年度から教育長を含まない数値となっています。（定員管理調査の変更により）

（４）人口千人当たりの職員数(普通会計)

（各年４月１日現在、単位：人）

	令和５年	令和６年
臼杵市	10人	10.1人
類似団体	8.8人	8.9人

臼杵市告示第６９号

（１） 人件費の状況（普通会計決算）令和６年度

区　分	住民基本台帳人口（令和６年１月１日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	（参考） 令和５年度の人件費率
5年度	人 35,620	千円 23,563,399	千円 368,906	千円 3,591,302	% 15.3	% 14.8

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
5年度	人 363	千円 1,376,627	千円 224,887	千円 588,750	千円 2,190,264	千円 6,034

（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,810

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、令和６年４月１日現在の人数である。
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

（３）ラスパイレス指数の状況（参考値）

区　分	臼杵市		大分県		類似団体	
	５年	６年	５年	６年	５年	６年
ラスパイレス指数	100.2	100.6	99.3	99.8	97.5	97.6

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

（４）職員の平均年齢及び平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
臼杵市	43.6　歳	342,076　円	391,144　円	366,322　円
大分県	41.5　歳	317,433　円	403,643　円	343,917　円
国※1	42.1　歳	323,823　円	------　円	405,378　円
類似団体	42.3　歳	317,292　円	376,472　円	344,715　円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在の一般行政職の職員の基本給平均です。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものです。また、「平均給与月額（国ベース）」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（５）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		臼杵市	大分県	国
一般行政職	大学卒	203,000円	203,000円	196,200円
	高校卒	171,400円	171,400円	166,600円

（６）特別職の報酬などの状況（令和６年４月１日現在）

	給料又は報酬月額	期末手当
市　長	704,700円	６月期　1.725月分
副市長	631,750円	１２月期　1.725月分
教育長	552,900円	計　3.45月分
議　長	420,000円	６月期　1.725月分
副議長	365,000円	１２月期　1.725月分
議　員	340,000円	計　3.45月分

（注）なお、市長、副市長、教育長の給料はそれぞれ１０%、５%、３%の減額措置を実施しています。

臼杵市告示第６９号

（１）勤務時間の状況

勤務場所	勤務時間帯	休憩時間	１週間あたりの勤務時間
臼杵庁舎・野津庁舎	８時３０分～１７時１５分	１２時～１３時	３８時間４５分

注1）図書館等は特別な形態で勤務するため、上記と異なります。

臼杵市告示第６９号

（令和６年４月２日～令和７年４月１日まで）

（１）分限処分の状況（前年からの継続含む）

処分事由	処分内容・人数
心身の故障	休職・6人

（２）懲戒処分の状況

処分事由	処分内容・人数
法令に違反した者	なし
職務上の義務に違反した者	1人

臼杵市告示第６９号

（１）服務上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。

職員には、下記のとおり様々な義務が課されています。

臼杵市では、職員の服務規律確保のため、社会情勢を的確に把握し、その時々に応じた内容での全庁的な通知を定期的に行っています。

区　　分	備　考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するにあたり法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中は職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務には従事できません。

（２）職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条令に規定がある場合に免除されることになっています。中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、消防団員として活動する場合、定期健康診断受診の場合等に職務専念義務を免除しています。

臼杵市告示第６９号
（令和６年４月２日～令和７年４月１日まで）
（１）分限処分の状況（前年からの継続含む）

処分事由	処分内容・人数
心身の故障	休職・6人

（２）懲戒処分の状況

処分事由	処分内容・人数
法令に違反した者	なし
職務上の義務に違反した者	1人

⑤職員の服務の状況

（１）服務上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。

職員には、下記のとおり様々な義務が課されています。

臼杵市では、職員の服務規律確保のため、社会情勢を的確に把握し、その時々に応じた内容での全庁的な通知を定期的に行っています。

区　　分	備　考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するにあたり法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中は職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務には従事できません。

（２）職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条令に規定がある場合に免除されることになっています。中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、消防団員として活動する場合、定期健康診断受診の場合等に職務専念義務を免除しています。

臼杵市告示第６９号

（１）職員研修の状況（令和６年度実績）

一般財団法人　大分県自治人材育成センター　分

			名　　称	臼杵市における参加基準	受講者数
基本研修	階層別研修		令和７年１０月１日	課長級に昇格した職員	8
			新任課長補佐級研修	課長代理級に昇格した職員	10
			新任係長級研修	副主幹に昇格した職員	9
			中堅職員研修Ⅰ	主査に昇格した職員	12
			中堅職員研修Ⅱ	困難主査に昇格した職員	10
			新採用職員研修（前期）	新採用職員	6
			新採用職員研修（後期）	新採用職員	9
職務研修	行政実務研修	税務研修	課税事務初任者研修（Web）	従事する職員	10
			おおいた徴収カレッジ（初任者講座）	従事する職員	2
			おおいた徴収カレッジ（リーダー養成講座）	従事する職員	1
			簿記・会計研修（入門）	希望する職員	3
			簿記・会計研修（応用）	希望する職員	2
			契約事務研修（基本）	従事する職員	2
			契約事務研修（工事請負）	従事する職員	2
			基礎法務研修	希望する職員	2
			基礎法務研修（新採用向け）	新採用職員	8
			基礎から学ぶ予算編成と予算執行管理	希望する職員	1
			現場対応型研修	希望する職員	1
	職務能力向上研修		情報収集・分析力向上研修	希望する職員	1
			創造力・企画力向上研修	希望する職員	2
			デザインシンキング研修	希望する職員	1
			住民に伝わる文章の書き方研修	希望する職員	1
			メンタルヘルス（ラインケア）研修	管理・監督職	89
			コーチング研修（基本）	希望する職員	1
			自治体ＤＸ推進研修	希望する職員	1
	その他		ハラスメント防止リーダー養成講座	従事する職員	1
				小計	195

外部団体研修

大分都市広域圏教養講座	教養講座・能力向上研修	4
大分都市広域圏未来創造塾		2
基礎法務講座	従事する職員	3
法務能力向上研修	希望する職員	3
債権管理者研修	従事する職員	7
	小計	19

臼杵市実施分

採用後６ヶ月経過研修	新採用職員	9
職員講座（大学教授等による各テーマ講義）	主幹級職員	54
情報セキュリティ研修	全職員	－
認知症サポーター養成講座	未受講者	－
まちづくり企画力向上研修	主任、主査級職員	15
人事評価研修	新採用職員、新任管理・監督職	22
人権管理職研修	管理職	42
人権職場研修	各職場単位（年６回）	－
	小計	142
	合計	**356**

派遣研修

大分県後期高齢者医療広域連合派遣	３年間	1

人事交流研修

大分市	２年間	1
八幡浜市	３年間	1

臼杵市告示第６９号

（１）健康管理の状況

法令に基づいて、定期健診等を行い、病気の予防と早期発見に努めています。

項　　目	対象者	受診者数
定期健診	全職員 （再任用職員、会計年度任用職員含む）	640人

（２）健康指導

１．職員健診結果指導

項目	内容	対象者	実施者
職員健診結果指導	保健師による訪問指導	職員健診受診者のうち下記の条件に当てはまる職員 １．要精密判定となった者で受診勧奨の必要な者 ２．要医療判定となった者	72人

２．メンタルヘルス

（１）ストレスチェック

①アンケートによるストレスチェック

うつのスクリーニング及びストレス耐性度等をアンケートにて自己チェック

②産業医、公認心理士等による二次面接

一次スクリーニングの結果、対象となり面接を希望する者に二次面接を実施。

＜結果＞

アンケート回答者　537人（実施率 94.5%）

二次面接該当者　　36人

二次面接実施者　　1人

（２）心の健康相談

臨床心理士による個別相談事業

対象者：新規採用職員、ならし勤務終了後の職員、育児休暇後の職員、希望者

前年度からの相談事業継続者、高ストレス者、長時間労働者　等

実施回数：13回

実施者数：延べ　59名（実　31名）

臼杵市告示第６９号

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

令和６年度においては、勤務条件に関する措置の要求に係る事案はありません。

（２）不利益な処分についての不服申立ての状況

令和６年度においては、不利益な処分についての不服申立てに係る事案はありません。

専門的な用語の説明をします。

定年退職	職員は６２歳に達した日以降の最初の３月３１日に退職となります。
応募認定（退職）	定年から１５年を減じた年齢以上である者で、募集期間満了までに早期退職希望者の募集に係る応募申請書により申し出た職員が対象で、翌年の３月３１日に退職となります。
類似団体	指定都市を除く団体のうち、人口規模、産業構造が類似した団体を類型別に分類したもので、臼杵市は平成２８年度までは類型区分Ⅰ-1（平成２８年度１１６団体）、平成２９年度以降は類型区分Ⅰ－２（令和元年度７６団体）に分類されています。類似団体の単純平均と臼杵市の数値を比較するときに使います。
人件費	常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、各種委員等非常勤の職員に対する報酬、手当及び共済費、退職者に対する年金等をいいます。
普通会計	一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が各自治体で異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるための統計上の会計区分をいい、臼杵市の場合一般会計がこれにあたります。
一般行政職	国の指定統計である地方公務員給与実態調査等において職種を分類する際に用いられるもので、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職・教育職等を除いた職員になります。
企業職	地方公営企業に勤務する職員をいいます。臼杵市では上下水道事業に従事する職員がこれにあたります。
分限処分	職員の勤務成績がよくない場合等の法律又は条例に規定される一定の事由により公務能率の維持向上を目的として行なわれる不利益処分で、免職、降任、休職及び降給があります。
懲戒処分	法令に違反した場合等の法律に規定される一定の事由により公務の規律と秩序を維持することを目的として行なわれる不利益処分で、免職、停職、減給及び戒告があります。
免職	職員の身分を失わせる処分をいいます。
降任	職員を下位の職に任命する処分をいいます。
休職	職員の身分を保有させたまま職員を職務に従事させない処分をいいます。
降給	職員の給料を現に受けている号給から同一の級の下位の号給に格付けを変更する処分をいいます。
停職	職員の身分を保有させたまま職員を職務に従事させない処分をいいます。その間は、給料、手当等は一切支給しません。
減給	一定期間だけ給料の一部の支給を停止する処分をいいます。
戒告	職員がその責任を確認し、その将来を戒める処分をいいます。